

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中土木事務所において閲覧できます。

令和四年四月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年十月二十五日奈良県指令中土第五四一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年三月十六日中土第七三一一九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年三月十六日中土第七四一一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字粟殿一七番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市柳町二〇番地三

株式会社環 代表取締役 大西輝夫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字粟殿一七番一の一部

下水道 桜井市大字粟殿一七番一の一部